令和５年度第２回港区特別職報酬等審議会　会議録要旨

令和５年１１月１３日（月）
午後６時００分～午後７時００分
区役所４階　庁議室

出席者：脇　奈穂子会長、臼井　浩之会長職務代理、飯田　美夜子委員、
今井　美嘉乃委員、郡司　知志委員、坂口　緑委員、田中　泉委員、
南　かほる委員、吉野　茂委員
事務局：総務部長　湯川、総務課長　若杉、総務係長　河野、総務係　三輪
欠席者：辻村　法泰委員

次　第

１　　開　会
２　　議　題
（１）港区特別職報酬等審議会答申（案）について
３　　その他
４　　閉　会

配付資料

資料１　　港区特別職報酬等審議会答申（案）

その他資料

令和５年度第１回港区特別職報酬等審議会　会議録要旨

議題に関する質疑応答

（１）港区特別職報酬等審議会答申（案）について

会　長　区議会議員の議員報酬の適用年月日について、事務局から説明する。
総務課長　今年４月２３日に区議会議員選挙が実施され、現在の区議会議員の任期が今年５月１日から４年間となっている。そのため、現在の区議会議員の任期開始日である令和５年５月１日からが妥当だと考えている。
会　長　区議会議員の適用日については、令和５年５月１日からとしてよろしいか。
委　員　総員一致で了承。
会　長　項番１「はじめに」について、案のとおり決定してよろしいか。
委　員　総員一致で了承。
会　長　項番２「区議会議員の議員報酬及び特別職の給料並びに区議会議員及び特別職の期末手当の現状」について、案のとおり決定してよろしいか。
委　員　総員一致で了承。

会　長　項番３「区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況」について、質問はあるか。

委　員　項番３（２）特別区人事委員会勧告についての記載で、「給与表を改定することが適当であると判断した。」の「であると判断した。」は削除してもいいのではないか。

総務課長　特別区人事委員会の勧告の本文では、「給料表を改定することが適当であると判断した。」という文章が述べられており、そこを引用している。「判断した。」を削除しても表現としては間違っていない。

委　員　項番４（４）「歴史的な物価上昇」という表現が度々出てくるが、これだけ引き続いていると「歴史的」として捉えることに疑問を抱く。「歴史的な」という表現は経済予測等を踏まえた表現として使用されているのか。また、（４）では、「歴史的な物価高騰」となっており、表記の揺らぎが見られる。表記に統一性を持たせたい。

総務課長　内部資料を基にしている。現在も物価高騰が続いているということを表現したかった意図がある。

委　員　歴史的な物価の上昇を表現している根拠資料があれば問題ない。

会　長　ご指摘いただいた「歴史的な物価高騰」という言葉が異なる表現をしている箇所があるため、根拠を確認し、区としての表現を統一するということでよろしいか。

委　員　総員一致で了承。

会　長　項番３（４）「職責の重要性について」、質問はあるか。

委　員　全区民に携帯トイレ２０個の配付とあるがいつから配付されるのか。配付された人といない人がいるので、質問を受けた際に困ってしまったことがある。

総務課長　１回目は９月上旬に配付されており、２回目が１月下旬からの配付予定。今年度中に配付完了予定である。

委　員　携帯トイレは全区民に配付されるのか。

総務課長　全区民が対象で、一人２０個配付される。

会　長　項番３（３）「区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況」及び項番３（４）「職責の重要性について」は、修正を反映した内容で決定してよろしいか。

委　員　総員一致で了承。

会　長　項番４「結論」について、質問はあるか。

委　員　項番１の「はじめに」では、「財政状況を踏まえ」とあるが、項番４の「結論」には財政状況を踏まえた記述がない。昨年度は委員就任の年であり、区財政等について説明会が実施された。昨年度の答申に、「財政状況を踏まえ」と答申の文言に入っているのは納得できるが、今年度は区財政について説明会が実施されなかったことを考えると、「財政状況を踏まえ」の部分の削除や言い換えを検討すべきではないか。また、本審議会の審議内容を踏まえると、毎年度、区財政について説明会を実施すべきだと思う。

会　長　審議に当たり、説明会は毎年実施すべき。答申の本部分については、財政状況も踏まえ審議しているので記述を残してよろしいか。

委　員　了承。
総務課長　表現方法は調整し、後日皆様に確認する。
会　長　項番４（１）から（２）までは、案のとおり決定してよろしいか。
委　員　総員一致で了承。
総務課長　修正した答申（案）を会長と調整の上、最終案として事務局から１１月１５日（水）までに委員へメール及び郵送で送付する。
なお、答申の最終案を送付する際は、最終案に対する承認の有無を確認する書類を同封するので、１１月１７日（金）までにメールまたはファックスで返信をお願いしたい。
会　長　次回、審議会の前に修正（案）を確認し、答申を決定するという流れでよろしいか。
委　員　総員一致で了承。

その他

事務局　一般職員の給与等に関する労使交渉が妥結し、その内容が決定した場合、次回、第３回は１１月２４日（金）午後５時３０分から開会予定である。妥結しなかった場合、または内容に変更があった場合は、改めて委員に連絡する。
会　長　次回、第３回は１１月２４日（金）午後５時３０分から開催する。